

事 務 連 絡
平成 28 年 10 月 12 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに
関するQ & Aに係る正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。平成 28 年 7 月 28 日事務連絡の別添に係る標記について、下記のとおり内容の一部誤りがありましたので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知をお願いします。

記

正	誤
<p>Q 7 （略） A 7 療養介護は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者が、病院において機能訓練等を行うものであり、医療機関へ入院し、病院内のみでの支援が前提となることから、外出・外泊時に当たり、同行援護等を利用することは差し支えない。（略）</p> <p>一方、障害児入所施設については、入所する障害児に対して必要な日常生活上の支援を行うものであり、外出・外泊時に支援が必要な場合、原則として同行援護等を利用することはできない。ただし、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、同行援護等を利用することは差し支えない。</p>	<p>Q 7 （略） A 7 療養介護は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者が、病院において機能訓練等を行うものであり、医療機関へ入院し、病院内のみでの支援が前提となることから、外出・外泊時に当たり、同行援護等を利用することは差し支えない。<u>短期入所についても、送迎以外の移動については同様である。</u></p> <p>一方、障害児入所施設については、入所する障害児に対して必要な日常生活上の支援を行うものであり、外出・外泊時に支援が必要な場合、原則として同行援護等を利用することはできない。ただし、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、同行援護等を利用することは差し支えない。</p>

（照会先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係（佐々木・高井）
TEL : 03-5253-1111（内線：3092）
FAX : 03-3591-8914